

苫小牧市民自治推進会議（平成30年度第2回）会議録

開催日時 平成30年10月3日（水）午後6時30分～午後8時
開催場所 苫小牧市役所9階 93会議室
出席委員 栗山会長、板野委員、伊藤委員、城市委員、伴辺委員、永石委員、二瓶委員、橋根委員
欠席委員 小山田副会長、丹治委員
事務局 協働・男女平等参画室長（宮嶋）、市民自治推進主幹（中村）、協働・男女平等参画室主査（吉田）、協働・男女平等参画室主査（蔵重）
報道機関 苫小牧民報社
傍聴者 7人

1 開会

○事務局（中村市民自治推進主幹） 本日は、お忙しい中、お集まりいただき、誠にありがとうございます。ただ今から、苫小牧市民自治推進会議を開催いたします。

本日、小山田副会長と丹治委員につきましては、欠席ということで御連絡がありましたので、報告をさせていただきます。また、前回の会議でお知らせしておりましたけれども、苫小牧市町内会連合会から推薦をいただいております加賀谷委員が退任いたしまして、後任の委員といたしまして町内会連合会から板野勝さんを委員として委嘱しております。板野委員から自己紹介を含めまして、一言お願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

【板野委員】自己紹介

○事務局（中村市民自治推進主幹） 板野委員、ありがとうございました。それでは、ここからの進行を栗山会長の方をお願いしたいと思います。会長、よろしく申し上げます。

2 会議

(1) 苫小牧市自治基本条例の見直しについて

●栗山会長 ただ今、岩倉市長から苫小牧市自治基本条例の見直しにつきまして諮問をいただいたところでございます。是非、皆様の熱心な御討議で、この会が盛会になりますことをお願いいたします。

それでは、会議次第に従いまして、本日の会議を進めさせていただきたいと思っております。本日の議事につきましては、お手元の資料にあるとおり、その他を含めまして2件でございます。まず、会議次第の(1) 苫小牧市自治基本条例の見直しについて、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（吉田協働・男女平等参画室主査） はい。それでは、苫小牧市自治基本条例の見直しについて、説明をさせていただきます。

配布資料の「苫小牧市自治基本条例の見直しにおける今後の予定」と書かれた資料を御覧ください。会議次第の次に付いてある資料となっております。今回の自治基本条例の見直しに当たっての予定になりますが、前回の会議でお示ししておりました予定から変更と

なっている部分もありますので、改めて説明させていただきます。本日の会議では、今後の議論の進め方と本市における主な計画等の説明をさせていただきます。

次に10月27日土曜日に市民自治を考える市民ワークショップの開催を予定しています。このワークショップは、本市における協働、市民自治のまちづくりの課題や今後のあり方などを市民目線で考える内容となっており、無作為抽出した市民500人にワークショップの御案内を送付させていただき、参加者を募集しています。また、ワークショップの御案内のほか、市民自治に関するアンケート調査も同封しています。

次回、12月に予定している第3回の推進会議では、このワークショップの開催結果等を説明させていただき、結果を踏まえた議論のほか、自治基本条例の各条規定の個別検討、第1条から第15条までを実施したいと考えています。来年の1月の第4回推進会議では、残りの第16条から第30条までの各条規定の個別検討を実施したいと考えています。一通り全ての条文を検証後に、2月の第5回推進会議では条文改正の判断等、基本的な方針の整理を行いたいと考えています。3月の第6回推進会議では、第5回推進会議での議論を踏まえ、答申案を事務局から提示させていただき、御審議いただきたいと考えています。最後の答申については、会長、副会長から市長へ行っていただくという予定を現時点で考えています。

この後の本市の主な計画等の説明終了後に、市民自治を考えるワークショップと配布させていただきました苫小牧市自治基本条例質問シートについての詳細を説明させていただきたいと思いますが、今後の予定についての説明は以上となります。

●栗山会長 ありがとうございます。ただ今の説明に関しまして、何か御質問等はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、次に進ませていただきます。引き続き事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（吉田協働・男女平等参画室主査） はい。次に「本市における主な計画等について」の資料を御覧ください。なお、皆様に配布させていただいた参考資料となっているフラットファイルには、これから説明する計画等を参考資料としてつづっていますので、適宜、参照しながら説明させていただきたいと思います。

初めになぜ自治基本条例の見直しに当たり、この本市の主な計画の説明をするのかということですが、これから説明させていただく計画や方針、指針などは、苫小牧市にあります計画などの中でも特に大きな計画であったり、重要なものを抜粋しており、自治基本条例の規定に直接関係しているものや、間接的に関係しているものもありますので、今回、説明させていただくという趣旨になります。ただ、ファイルを見ていただくと分かりますように、かなりボリュームがありますので、私の説明自体は概要のみ説明させていただき、参考資料を適宜、確認しながら進めていきたいと思います。また、説明資料は両面で2枚ありますので、1枚目の最後、行政改革プランになりますが、この説明が終わりましたら、一度質疑の時間を取りまして、2枚目の資料の説明に移りたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、最初に苫小牧市総合計画の説明ですが、この総合計画は、苫小牧のまちづくりの長期的な目標や考え方を示しており、苫小牧市にとって一番大切な計画になります。市では様々な計画を策定していますが、総合計画以外の計画の策定及び実施に当たっては、この総合計画との整合性を確保するよう努めることとされています。

総合計画は、「基本構想」と基本構想を基に策定する「基本計画」、基本計画の実施に関する「実施計画」の三層構造になっています。基本構想では、本市が目指す理想の都市を明らかにしており、本市は、理想の都市を「人間環境都市」としています。人間環境都市については、資料の枠で囲まれた部分に記載しておりますが、「人間環境都市とは、人間主

体のまちであり、豊かな自然と調和した文化の薫りが高く、潤いのある快適な生活環境の中で、共に生き生きと心豊かに暮らしながら、全ての市民が持てる能力で社会に貢献し、未来に向かって挑戦し続けるまちです。」というものです。この「人間環境都市」を実現するため、総合計画ではまちづくりの目標を定めています。

参考資料を御覧いただきたいと思いますが、参考資料の最初のページには、まず、目次があります。（1）苫小牧市総合計画（基本構想・第6次基本計画）。インデックスの1になりますが、苫小牧市総合計画の表紙がありまして、表紙も含めて3枚ほどページをめくっていただきたいと思います。右上の方に第4章まちづくりの目標と記載されているページがありますでしょうか。こちらの資料の方に「人間環境都市」を実現するため、まちづくりの目標を次のとおり設定します。となっていますが、「1 共に支え合い健やかに暮らすまち」、「2 明日を拓く力みなぎる産業のまち」、「3 学ぶ喜びがあふれる文化の薫るまち」、「4 自然と環境にやさしいまち」、「5 安全・安心で快適に暮らすまち」、この5つの目標を掲げており、それぞれの目標を実現するための基本計画もこの総合計画に記載されています。また、総合計画については、自治基本条例の第17条に規定されています。

次に市政方針の説明に移りたいと思います。市政方針は、各年度のまちづくりの方針及び方針に基づく政策を明らかにしたものです。先ほど、まちづくりの目標を5つお話しましたが、その目標を実現するための具体的な取組なども明らかにしています。

参考資料の（2）平成30年度市政方針を御覧ください。インデックスの2番になります。2番の表紙の裏のページに目次が書かれているのが分かりますでしょうか。ここに、先ほどお話したまちづくりの5つの目標と各目標を実現するための取組が記載されています。また、市政方針については、自治基本条例の第13条、市長の責務に規定されています。

次に都市計画マスタープランの説明ですが、都市計画は、都市づくりのルールや都市の骨格を作るための計画です。例えば都市づくりのルールとして土地の使い方に制限を付けて、「この区域は、住宅以外の建築を制限する。」とか、自然や農地を守るために、「この区域は、住宅の建築を制限する。」といった土地の使い方のルールを定めたり、市民が快適に生活できるように道路や公園、下水道を計画的に整備したりと都市計画に関する基本的な方針を定めています。

今後、少子高齢化や人口減少などの進展が予測されていますが、そのような社会経済状況を的確に捉え、まちの将来を見据えた中で、現在、都市計画マスタープランの改定作業が行われています。

今回、参考資料として皆様のお手元につづっている（3）都市計画マスタープランの資料は二つありますが、一つは「苫小牧市都市計画マスタープランにおける将来ビジョン（案）」これは、都市計画マスタープラン改定検討委員会という改定に当たって専門的な検討を行う委員会での資料の一部となっております。もう一つは、「苫小牧市都市計画マスタープラン」。これが、現行の都市計画マスタープランになっており、平成16年に策定されたプランを平成23年に見直ししたものとなっております。

次に予算編成方針の説明です。市が計画に基づき各種事業を実施していくためには、お金が必要となってきます。この事業にはどのくらいのお金が必要になるのかという予算を毎年立てますが、それが予算編成ということになります。

例えば事業の優先順位付けを徹底し、優先度の高い事業へ予算を付けることや、前例踏襲の予算にするのではなく、事業の必要性やあり方を再確認し、限られた財源の中で効果的で効率的な事業を実施するといったことを意識し、予算編成に取り組んでいます。

大まかな予算編成の流れは、資料に記載しておりますが、それぞれの部署が実施する事業にどのくらいお金が必要となるのか、予算の根拠を明確にし、財政課に予算の要求書を提出します。その後、「予算の根拠が本当に妥当なのか。」、「本当に必要な事業なのか。」な

ど、査定を受けて、最終的には議会の中で審議されて決定するということになります。

次に財政基盤安定化計画についてです。本市の10年前の財政は大変厳しい状況にありましたが、これまでの財政健全化に向けた取組により、財政の健全化への道筋をつけることができ、本市の財政は健全化を図る段階から強化する段階へと移行したことを意識し、財政の健全性の確保と財政基盤の強化に取り組むということを趣旨として策定されているのがこの計画になります。

参考資料の(4)財政安定化基盤計画を御覧ください。インデックスの4番になります。この2ページを御覧いただきたいと思いますが、2ページの中に計画の基本方針として、(1)財政指標による管理、(2)基金の拡充、(3)地方債事業の影響管理について記載されています。

(1)財政指標による管理は、経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率といった、財政の健全性を把握するための3つの指標を管理指標として設定し、その指標の数値が安定ゾーン、安心ゾーンという財政の健全性が保たれる数値になるように管理していこうというものです。

(2)基金の拡充ですが、基金は、分かりやすくいうと市の貯金になります。何か不足の事態でお金が不足したときに基金を取り崩して対処できるように基金を拡充していこうというものです。

(3)地方債事業の影響管理ですが、地方債は、市がお金を借り入れることです。大型の公共施設を建設するときなどに多額のお金が必要となるため、この地方債の発行によりお金を借り入れることがあります。あまり借り入れが多くなってしまうと、将来の財政運営の負担となってしまいますので、地方債としてお金を借り入れて行う事業を管理し、安定的な財政運営を行っていこうというものです。このような指針の基に健全な財政運営を行っていくこととしています。また、健全な財政運営については、自治基本条例の第18条に規定されています。

次に行政改革プランNEXT STAGEについてですが、厳しい財政状況を背景に、行政費用の抑制に取り組む必要性があることから、この行政改革プランで具体的な取組を実施していこうというものです。この行政改革プランに掲げた取組は、年2回、取組の進捗状況をこのプランを管理している担当部署、行政監理室という部署になりますがそこへ報告し、行政監理室で集約の上、行政改革推進審議会という審議会に報告します。また、行政改革推進審議会は、報告を受けた行政改革の進捗状況について調査審議し、必要な場合は市長に意見を述べることでしてしています。

例えば参考資料の(5)行政改革プラン、インデックスの5番になりますが、この中の115ページ、後ろの方になります。この115ページには、私どもと行政監理室で取組を行ったナンバー7の6、「提案型公共サービス委託制度の検討」が記載されています。現在の名称は、「公共サービス民間提案制度」という名称になっていますが、何度かこの推進会議でも説明させていただいている制度になります。このように行政改革プランに掲げ、現状、課題を明らかにした中で計画的に取組を進めることで、効果的に取組を行っていこうというものです。以上で1枚目の資料の説明は、終了となります。

●栗山会長 ありがとうございます。ただ今の説明に関しまして、何か御質問等はございますか。

○事務局（中村市民自治推進主幹） 資料が膨大です。なかなか内容も難しい部分もあるかと思うので、分からないところとかですね、「こういうのはどうなんだ。」というような御質問でも構いません。まあ、今回、資料出しをさせていただいた趣旨というのは自治基本条例の改正を議論していくに当たって、市で実際に行っている、また、策

定している計画や取組を踏まえて、自治基本条例の見直しに移行していった方がまあ、スムーズかなということでございますので。まあ、今回、かなり多い資料を提出しておりますけれども「こういう部分は、市の方ではどういうふうな取組をしているのか。」というような観点からでも構いませんので、御質問等あればお受けしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

●永石委員 ちょっとよろしいですか。この1枚目の資料、構想についての資料の中で、その人間環境都市というのも理想の都市ということで策定されているわけでありましてけれども、その説明は、四角の中、囲まれた中にあるのですけど。

さて、言葉は非常にきれいな言葉が並んでいるのですけど、中身があまりイメージがちょっと湧いてこないのがちょっとあって。人間主体のまちであり、自然と調和したまちを目指すのだらうと。プラス、文化の薫りが高くということなのですけど、文化の薫り。さて、その何だらうな、まちが活性化するためには多分、文化的な部分が非常に充実するのが大切かなという感じが私はするのですけれども、具体的に文化の薫りを作り出すようなまちづくりってどういうふうなことをイメージなさっているのかなというのがちょっと見えてこないような気がしましてですね。

多分、あの、まちが活性化するためには、これから人口がどんどん減っていくわけでありまして、若者たちが集まってくるような、そういう何だらうな、活性化を可能とするようなものを創っていく、創造していくということが多分必要だらうなと思うのですけど。言葉では文化の薫りが高く、潤いのある快適な生活というのだけど、具体的なその行政的なイメージというのかな、これ市民の方から聴取してもよろしいのですが、そういうイメージというのはいくらか程度コンセプトを固めていかないと、何か言葉だけの何というのかな、上滑りのあれで終わってしまうかなという気がするものですから。その辺、どういうふうな具体的なイメージというものを想定しているのかなというの、何かあれば教えていただければなと思うのですけど。

これ、条例との関係、直接ではありませんけれども、もしそういうのがあれば、それを生かすような条例の作り方であるとか、何か理念的な部分で入れてみたりとかいうことが可能なのかなと思ったりするのですけど、いかがでしょうか。

○事務局（吉田協働・男女平等参画室主査） まずですね、この人間環境都市というものが基本構想の中で明らかにしているという説明をしたのですけれども、この総合計画のつくりとして、まず一番目にその基本構想という大きな理想の都市を掲げておまして、この理想の都市を具体的に実現していくに当たってはですね、その下にぶら下がっている基本計画ですとか実施計画の中でどんどん具体化されていくというような、まず、構造になっています。

そこで、ここの人間環境都市という最初の部分は、かなり抽象的な言葉が書かれているというのは、まず、基本構想という大きな目標を掲げているという部分で、少し抽象的な表現が使われているということになります。

永石委員の方で、今、おっしゃっていただいたその文化の部分で、具体的にどのようなイメージをもって進めていくのかということなのですけれども、この部分はですね、先ほどまちづくりの目標というものを、五つありますよという説明をさせていただいたのですけれども、そのまちづくりの目標のですね、三つ目に、学ぶ喜びがあふれる文化の薫るまちという目標を掲げておまして、この目標を実現するために、更に細かい基本計画であるとか実施計画がぶら下がっていて、その中でそのそういった文化の薫るまちを実現していこうというようなものが総合計画の中での構造というか、そういったつくりになっています。

●永石委員 そうなんですけどね、多分、ぱっと、今、これ資料を見ながら、今後の予想からすると、確か16万の人口を維持するんだというのがあって、別の資料を見ると15万か何かになっていましたよね。1万減っているのですよ。そういう目減りというのを阻止するために、では、どういうまちづくりをするのかといったときに、正に魅力があるような何かこう、何と申しますか、ここでいうところの基本構想というのをもうちょっと具体化した方がよろしいのではないのかなという気がするのです。

自然もよくて何もよくて、それは全部あったほうがいいのでしょうかけれども、特にプライオリティと申しますか、優先順位をどこにつけるかということを考えて、人が集まってくるようなまちづくり、そのためには何が必要なのか。今、施設があるのであれば、新しい施設も必要な場合もあるかもしれませんし、何でしょうね、もっと統廃合して、施設はそのまま利用しながら、いかにその中にイベントプログラムを入れていくか。現在の施設をうまく活用させながら活性化させていくというようなものも多分必要になってくるだろうと思うのですよ。

日本の、何と申しますかね、明治期で西洋化する前の段階においては、地方にいろんな祭りの文化があって、そこでこう地域がまとまりを持っていた文化が多分あったと思うのですよね。それが最近あちこちでいろんな祭りの復興であるとか、それがまた観光の呼び水になって観光客が集まってくるとかというようなことが、多分、いろんなその地方のまちでも行っているのだらうと思うのですよ。そういうような何か文化ということもそうだけど、この苫小牧市に歴史的に根差した、何でしょう、イベントというのがね、果たしてできるのかどうなのか。そのためにはまず、歴史を知らなければならないのかも分かりませんが、そういう何かいろんなこう、創り上げる、正に市民自治で市民の参加で創り上げる何かイベントというものを、これからこう。せつかく文化のまちとか薫り高くと書いていますから、その辺のことをもうちょっと具体化したイメージというのがあった方がよろしいのではないのかなという気がするのです。

おっしゃるように、五つの目標があって、そこにぶら下ってその計画があるのだけど、計画立てたときにはその一番大もとのコンセプトがしっかりしていないと、計画の何か合理的な展開というのはなかなか難しいのだらうと思うものですから、その辺もうちょっと具体化したイメージというのを作っていった方がいいのではないかという気はするのですけどね。

○事務局（中村市民自治推進主幹） まず、総合計画というのは昔、法律で自治体を作らなければならないという、総合計画というか基本構想ですね。これを作らなければならないという位置付けが長年続いておりました、それで、昭和48年にその基本構想を議決をして、時系列で言いますとそれから10年ごとに計画を作ってきたという経過があります。

それで、当時はですね、その重厚長大産業の時代なものですから、当然、公害の問題ですとかそういうのが社会的にクローズアップされていた時期であったので、そういうことも重なった中で、本市においてはその「人間環境都市」というものをコンセプトとしてまちづくりを進めていきましたというのが、まず発端になります。

ただ、この人間環境都市という考え方はですね、昭和48年に全てコンクリートしたかというところではなくて、当然時代の移り変わりの中で、いろいろその、人間環境都市の考え方にいろいろ肉付けをしていったり、いろいろな価値を、その都度、その都度、議会の場で審議がされて、10年ごとに更新をされてきて、今回に至ったということになっております。

ですから、今、レジュメの方の括弧書きをしてあるこの人間環境都市というのは、単に

その環境問題のみならず、文化であるとか一人ひとりが生き生きと活躍できる社会というものを「人間環境都市」という言葉に願いを込めて策定していったと。

ただ、基本構想というのはですね、大きい、一番上の構想なのですけども、その構想だけでは具体的な施策は進んでいかないので、それをミクロのレベルに落とし込んでいったときには、やはり細かい分野別の計画が必要になってくるということですね。この計画は最上位計画、つまり、市の中では、一番、市政運営をしていく中では一番最上位の計画なものですから、幅広くその、市政全般を規定しなければならないという性質もあるものですから、なかなかその「ある部分に特化して。」というのが現実的には難しいというのが正直あると思います。

ただ、今委員のお話しされた視点というのはですね、当然、総合計画で全て市政運営を行っていく形ではないものですから、当然、文化をどのように考えていくのかというのは大きいテーマではあるとは考えてはおります。

●永石委員 いろんな部局がいろんな計画を作っていくわけでしょうけれども、共有するコンセプトというのがやっぱりある程度分かっていないと、こう、何だかな、結局、計画とが広がってしまって、効率的な財政の利用というのができない可能性があるからと思ったものですから、何といいますか、コンセプトをできるだけこう、ある程度共有できるようなものの方がいいのかなと思ったものですから、ちょっと発言させていただきました。

もう一つあるのは、最近、特に話題になっているのが、ものづくりから、それから産業そのものが物を生産するのではなくて、それに代わるような産業に変わりつつあるというような時代の流れがございませぬ。その中で、苫小牧市に財政的な潤いがあるような形での、正にそれこそ人間環境都市というのかな、働くということもそうでしょうし、どのようなその産業を持ってくるのかというようなことも、多分、これから必要になってくるのかなと。

恐らくAIというかな、技術の発達によってですね、ほとんどが自動化されていく中において、安い物を作って売るといったようなものではないような産業形態って、これから、多分、生まれてくるだろうなということは予想されていますので、その中で、さあ、さて苫小牧市がこれから経済的な部分で伸びていくために、どういったようなまちづくりをするか。あるいは、外から呼んでくるような何かを持ってくる。環境産業というものを位置付けるのか、いろんなことが、多分、起こってくるのだろうなと思うのですよ。

そういう意味では、正に何かな、その人間環境都市という中において、正にこう、いろんな都市から視察してもらえようね、何かこうコンセプトというのが持ってくればいいのかと思うのですけども、恐らく従来型の工業社会ではない、恐らくは文化的なものになるのではないかなと私は気がするんですけど、そういったものの位置付けというのは、これから必要になってくるのかなと思ったものですから。

○事務局（中村市民自治推進主幹） 総合計画はですね、10年スパン、5年ごと、今回から5年スパンということになっておりますけれども、これは、市長がどういった市長が選挙で就任したとしても、これは当然変わらない青写真ということなのですね。

それで、先ほど吉田の方からも説明しました、もう一つ市政方針というのがあります。これは、市長が自分の選挙の中で、「こういうまちを実現しますよ。」というものを前提として、その公約が政策になって、市として取り組んでいくもので、予算編成の審議を行う例年2月の議会のタイミングでですね、毎年、毎年、「今年はこういう方向でまちづくりを進めていきたいと思います。」というものを出しているところです。

それで、その中で市長は「ものづくり産業」とか「ロジスティクス」というキーワードを使ってですね、産業の活性化、港を、ダブルポートシティというか、港を使った中での

競争に打ち勝っていくまちづくりというところを意識しておりますので。そういった部分からもですね、雇用の問題ですとか、様々なその産業の計画についても発信をしているということで、よろしくお願いします。

●永石委員 ものづくりが全くなくなるということは、多分、ないでしょうけれども、ものづくりは、これからもう、それこそ、日本とか韓国とかいうところよりも、もっと、ベトナムとかインドネシアとか。そういう、その、拡大していくでしょうから、そこでの競争ということがこれから起こってくるのだと思うのですよね。

そういう中で、さて、そのものづくりも多分、これ絶対なくなりませんけれども、新しいその富を生んでいくような部分というのが。港というものを持っているわけで、外から入ってくる人の流入というのが考えられるわけで、それをうまく利用できるようなまちづくりというのがあってしかるべきかなというようなことなのですね。

○事務局（中村市民自治推進主幹） そうですね。

●板野委員 一点質問してよろしいでしょうか。大変、この人間環境都市づくり。これは大変素晴らしいことだと思っております。

それで、一点お伺いしたいことは、今の苫小牧市ですね、全体像を市としてどのような見方をしているのかちょっとお聞きしたいのですが。具体的に私は町内会を預かる者の一人として、苫小牧市に今83の町内会がございます。東地区の一部の町内会を除いて、総じてですね、少子高齢化の、そして、また、年々、町内会の加入率が減少していております。その中で一番気になることがですね、もちろん加入率の低下もそうですけども、近隣における人間関係が非常に希薄化していると。これが唯一の原因だと私は思っているのですが、本当にこの人間環境都市づくりというのは素晴らしいことなのですが、非常に現況は、私は日吉町なのでございますが、日吉町というところは鉄南地区といいまして、前浜がありまして、海拔が7メートルでございまして、私の住んでいる地域は海拔5.1メートルということで、一番、日吉町含めて永福町それから光洋町、あの周辺が心配することが津波の存在ですね。非常に避難場所も少ないということで、一番の住民の恐怖感は、やっぱり自然災害です。昨今、地球温暖化に伴いまして台風も大型化しております。それから、また、学者の意見を聞きますと、更に今後は自然災害が増加すると。過去のデータが全く参考にならないというような学者さんの意見が報道されていますので心配になってくるのですね。

本当にこの環境都市づくりというすばらしく、美しく、理想的なあれでございまして、実際、現況のその何というか市民の不安とか、市民の安心・安全で住めるまちづくりとかですね、そういうことを含めて、あるいは少子高齢化の問題、この辺どのようにその市として今、現状を受けとめているのか、その辺をちょっとお聞きしたいのですね。それに基づいて恐らく、今の現況の問題があるからこういう人間環境都市づくりというその目標に沿って、今、この計画を立てられると思うのでございますけど。

くどいようですが、今、その苫小牧全体の町をどのように市として見ているのかちょっと参考までお聞きしたいのでございますが、いかがでございませうか。

○事務局（中村市民自治推進主幹） 東日本大震災がありまして、それを契機といいますか、自然災害も多い昨今の中で、市民がその安全・安心に暮らせる町に対するその市民のニーズですとか考え方というのは、大変、今の重要な問題として取り上げられる今、時代ですから、当然、市としてもその部分は今後どのようにしていくのかというのはしっかり受けとめて考えていかなければならない課題であると考えております。

それから、少子高齢化の部分ですけれども、これは本市に限らず日本全体のその人口のパイが収縮している。先ほど市長も冒頭の挨拶の中で若干触れておりましたがけれども、人口は減少していくけれども、社会保障費などの経費が増大していくと。ということになると、その、一人ひとりの負担というものがやはり増えていかざるを得ないと。そうやっていったときに、今のサービス水準を本当に維持をする必要があるのかということ、市民の皆さんと市と一緒に知恵を出しながら考えていかなければならないもう時代に突入していると考えております。

ですから、その部分はですね、それが正にその、市民自治のまちづくりといいますか、当然市民にとってサービスはいいということに越したことはない。それは、皆さん共通認識だと思うのですけれども、当然いいサービスを継続するというのは望まれることなのですけれども、それには、当然、財源の問題が絡んでくると。生産年齢人口が減ってきている現状の中で、本当に「あれも、これも」の時代ではなくて、「あれか、これか」の選択を皆さんと一緒に考えていかなければならない時代に入っているということです。

それから、津波の関係のお話で言いますと、各町内会等の御協力の中で、津波ハザードマップですとか避難計画ですとか防災計画を私どもの危機管理室というセクションが町内会の方に出向いて行ってですね、一緒に計画を作ってきたというような経過もございますので。それから、先般、北海道でも大きな地震がございました。ですから、この部分につきましては、今後、やはり、財政のパイは小さくなっていくけれども、市民の安全をどのように守っていくのかということ、私たちと市民の皆さんとどういう方策が望まれるのかということをしっかり考えていかなければならない時代に入っているのかなと市としては考えております。

●板野委員 はい、ありがとうございます。

●栗山会長 よろしいでしょうか。他にございますか。

●伴辺委員 人間環境都市ということですが、環境はさっき何か公害の話もちょっとされていましたが、これを作るに当たって、どこか参考になるとか、ここを目指しているみたいな、そういう都市というのはあるのでしょうか。

○事務局（中村市民自治推進主幹） 策定当時ですね、議論は押さえてはおりませんが、特にモデルとした都市ということではなくてですね、苫小牧市の現状の中で、どういうまちが望ましいのかという議論の中で、人間環境都市というような考え方ができてきたというふうに伺っております。

●伴辺委員 ありがとうございます。

●栗山会長 確かこれ、人間環境都市宣言をしているのですよね、市が。その時、多分、全国で初めてだったという。ちょっと、確か記憶していたんだけど、違ったかな。

○事務局（中村市民自治推進主幹） そうですね、都市宣言がなされていって、結構、いろんな「何々宣言」という宣言が出されていた時代は、その、昭和の40年代だったかと思しますので、まあ、その中で、本市のまちづくりにその一つの方向性として、人間環境都市を宣言したというような経過はございます。

●栗山会長 よろしいでしょうか。それでは、引き続き事務局から説明をお願いいたします

す。

○事務局（吉田協働・男女平等参画室主査） はい。次に資料の2枚目からになりますけれども、まちなか再生総合プロジェクト・プログラムパート3、通称CAP（キャップ）と呼んでいる計画になります。本市においては、まちなか、中心市街地を活性化させるという課題があり、その課題を解決するために策定された計画になります。これまで、プログラムパート1から始まって、現在はプログラムパート3がスタートしておりますが、これまでCOCOTOMA（コトマ）の開設であったり、まちなかのイベントとして、まちゼミ、ハロウィンイベント、とまこまいコスプレフェスタなど、まちなかのにぎわい創出に一定の成果が見え始めています。今後も既存の拠点施設や商店街との連携、ネットワークによる人の流れづくりにも取り組み、日常的なにぎわい創出の推進を目指しています。

次に公共施設等総合管理計画についてです。前回の会議で小山田副会長の方から、市の公共施設全体の管理や計画、ファシリティマネジメントのお話が少し出ておりましたけれども、本市においては、この計画によって公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、施設の更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行っていくこととしています。

この計画の基本理念が資料の図に記載されていますが、保有量の適正化は、これまで、市民ニーズに対応して公共施設の数量は増加してきましたが、今後、人口が減少していくことが見込まれる中で、公共施設の数量を適正に保つことが必要となることや運営管理の適正化は、指定管理者制度の拡大など公共施設の運営・管理を見直し、コストの縮減を行うこと。また、長寿命化・安全確保の推進は、例えば施設に不具合が発生してから対応するという「事後保全型」ではなく、不具合が発生する前に修繕、改善することによって、施設を長持ちさせるとともに、施設の安全性を確保するという「予防保全型」の管理を進めていくことなどを基本理念としています。

次に危機管理指針について説明させていただきます。本市における危機管理対応の基本的な事項が定められている指針となっています。災害が起こったときには、この指針に基づき策定された、より具体的な危機管理に関する計画により対応することとなっています。

9月6日の胆振東部地震においては、資料にあります苫小牧市地域防災計画に基づいて対応を行っています。この計画では、災害が発生したときに職員はどのように応急活動を行っていくのかという事務の流れや、災害応急の体制、これは参考資料（9）インデックスの9番、かなりページ数があるのですが、この中の70ページを御覧いただきたいと思えます。この計画の70ページの左上の方に記載されていますが、例えば我々、協働・男女平等参画室の職員では、この図の一番上にある秘書報道広聴部の中の報道広聴班として、災害の応急活動を行うこととなっています。具体的な活動内容は、「苫小牧市職員災害対応マニュアル」という別の計画の中で示されていますが、活動の一つとしては広聴ということで、市民の皆さんからの電話を受理し、様々な相談を受けるというものがあります。今回の地震では、停電の状況や避難所に関すること。また、今回、断水は行っていなかったのですが、「誰かから断水するという情報を聞いたが本当なのか。」という問合せもありましたし、皆さんも報道等で知っているかもしれませんが、「地鳴りがしているから、この後、もっと大きな地震がくる、そういうことをいっている人がいる。」などそういった情報があり、私どもの方に非常に多くの問合せがあったり、そういった状況もございました。

このように、それぞれの職員が様々な班に分かれ、災害の応急活動をこの危機管理に関する計画に基づいて行っております。また、危機管理に関することは、自治基本条例の第26条に規定されています。

資料の最後になりますが、東胆振定住自立圏共生ビジョン。このビジョンは、人口減少や少子高齢化の急速な進行による厳しい財政状況や市民ニーズの多様化、高度化、地方分権改革の推進など、地方圏の将来は、より一層厳しさを増すことが予想されます。こうし

た中、当圏域、これは、1市4町、図にありますとおり苦小牧市、安平町、厚真町、むかわ町、白老町が東胆振定住自立圏を形成し、それぞれの持つ個性を尊重しながら、相互に連携・協力し、圏域全体で生活に必要な生活機能を確保していこうという取組です。

生活機能は、医療、福祉、教育、産業振興、環境、防災など幅広い分野で連携協力し、生活環境を向上させることとしています。例えば防災で言いますと、今回の地震で特に被害が大きかった安平町、厚真町、むかわ町では、現在も災害復旧の活動が行われておりますので、苦小牧市の職員を現地に派遣し、支援を行うという活動も行っています。このように、何か起こったときに相互に支援することで、圏域の住民が安心して暮らし続けることができるようにすることも、この東胆振定住自立圏共生ビジョンの目指すところとなっています。この、他の市町村等との連携協力については、自治基本条例の第27条に規定されています。本市における主な計画等についての概要となりますが、説明については以上となります。

●栗山会長 ありがとうございます。ただ今の説明に関しまして、何かまた御質問はございますか。

●伊藤委員 すみません、ちょっと今回、我々が検討していくということに関しては、その自治基本条例の見直しについての考え方も意見集約していくということが大きな役割だと思うのですが、今、関連するそのいろんな計画の説明を受けたのですが、当然、その行政の行うべきこととして、福祉であったり都市計画であったり、防災だったりとか産業であったりとかいろんなこう多岐に渡るわけで、その一番基本になるのがこの苦小牧市総合計画だということはよく分かったのですが。この計画の中でいろんなその、これ何と言っているのかな、計画の中で基本計画というのでしょうか、それに基づいているいろんなその細々した計画が、更に細かい具体的な実践事業までの計画があると思うのですが、一部ここに書いてあるものもあるのですが、その幅の広さを感じるためにちょっと聞きたいのですが。これのその総合計画の中にぶら下がっている計画がどれぐらいあるのかというのが、もし分かれば、その幅の広さがちょっと見えてくるかなという気がするのですよね。

もう一点ですが、その人間環境都市というのが、その理想都市という、その苦小牧市のいろんな計画がそこに全てがつながっているという捉え方でいいのかと思うのですが、その理想都市としての人間環境都市という、その全ての計画がそこにつながっているということで考えると、なかなかそれをこう簡単に変えるということは難しいんだと、簡単なことではないと思うのですが、ぶれてはいけないうらうし。

ただ、それを時代の経過とともに。さっきは人間環境都市宣言をしたのが昭和40年代ではないかという、ちょっと私何年かは分からないのですが、かなり前なわけですね。私が生まれる前とかそういうような話になれば、例えばその時代もやっぱり変わってきたり、ニーズが変わったり環境が変わったりしてきたときに、その人間環境都市という本当にこう基本になるもの自体を見直していこうというようなことというのがあり得るのかどうか。または、それをするとしたら、その自治基本条例の中で、どういうふうに関わりが出てくるのか、見直しの中でね。要は、今回は基本条例の見直しなので、そこに対しての方向だとか見直しというものにはあり得ないんだというようなことなら、それはそれだと思うし、それを変えたいとは思っているわけではないのですがね。今回、その基本条例を見直すということがどういうようなことなのかということの重さをちょっと計るために、知るために、ちょっとその辺のところをお伺いできればと思うのですが。

○事務局（中村市民自治推進主幹） まず、二つ目の質問からなのですが、人間環境都市

宣言は、宣言というか人間環境都市の考え方を換えられるのかというのは、理論上は換えることができます。ただ、これは10年ごとに市議会の議案として議会に付託されて議決を採ってきているということなんです。ということは、議会の中でこれはどういう意味なのかということ、審議が実はされてきた中でのこれまでの基本構想であり、宣言であるというような位置付けですので、これについては大変重たいものであるということです。

形式上のお話をすれば、当然、議決事項ですので、もう一回新たな議決をすれば、それは理屈の上では変わっていきますけれども、過去5年、10年というスパンの中で議決がされてきたものの積み重ねとして現在があるということ考えたときに、やはりその部分というのは意味付けとしては重たいものなのかなという認識でございます。

それから、自治基本条例との関係のお話ですけれども、自治基本条例というのは私どもその行政が、市民自治のまちづくりについてどのように進めていくのかということの基本としながら、行政のあるべき姿、市民のあるべき姿、議会のあるべき姿を網羅的に規定をしている、その、まちづくりの指針となるもの、総合計画は具体的な計画なのですけれども、自治基本条例というのはその、私どもはまちの憲法という言い方をよくするのですけれども、とても重たい条例なわけです。ですから、その条例に基づいて市政運営は当然行われていくということになっております。

ですから、「では、どちらがどうなんだ。」というのは、なかなかちょっと評価が難しい部分もあるのですけれども、総合計画というものは、あくまでもその10年間のそのスパンの施策を計画レベルで示しているもの。また、自治基本条例というのは、行政側として必ず守っていかなければならない市政運営のルールを定めたものということになりますので、自治基本条例の中にこの全ての項目を持っていくというのはちょっと難しい部分はあるというところなんです。

それから、最初の御質問の自治基本条例の見直しに当たって、行政がどれくらいの計画を持っているのかということなのですけれども、なかなかこれは統計というか概念として全てお示しをするのは難しいのですけれども、いわゆる計画ですとかプランですとか指針ですとか、そういうようなものを調べていったときに、大体100程度です。これはインターネットで検索して調べていったものになりますので、多少、もう少し増えてくる部分はあるかと思えますけれども。まあ、市役所の事業というのは、様々な計画を基に進めていくものですから、計画を実施していくその細目というのは、その程度のかなり多い数になってくるということでございます。

●伊藤委員 ありがとうございます。

すみません、もう一ついいですか。そのような話の経過で、すみません、最初にお断りしますが、私はその、人間環境都市というのを換えたいとかそういうふうに思っているわけではないので、そこは誤解しないでほしいのですけど。

やっぱりその人間環境都市というのは、さっきも言ったように全てにつながるものなので、やっぱり重たいものだと思いますよね。それを考えたときに、それを換えようというふうになったときに、先ほど議会で審議されているものだという事は私も初めて知りましたが、それを例えば換えようというふうになるとしたら、例えばなるとしたら、それはどこからそういう発想が生まれてくるのか。例えば今回その自治基本条例を見直すときに、「人間環境都市というものも、そろそろ見直さないか。」とか、そういう話ではないということが、今、さっき何度か話して分かったのですけどね。でも、重たいものだから、何回も言いますが、ころころ変わるものではない。けれども、時代の流れとともにやっぱりそういうその本当の基本構想として目指す苫小牧市というものの目指すものというのは、やっぱり変わってくるということもあると思うのですよね。でも、何か今の話を聞いていると、換えようがないとか、そういうふうを感じるのですけど、その辺って

どうなのでしょう。

○事務局（中村市民自治推進主幹） まず、基本計画、総合計画というのはその数年、5年あるいは10年のスパンで定期的に議論されております。今回、平成30年度からスタートした現計画については、平成29年度中に数回にわたり議会での審議がなされておりますので、次に変わるタイミングがいつになるのかというのは、多分5年後、5年後のその現計画が終了して新たな計画を策定する中で、議会審議を経た中で変わっていくというような、

●伊藤委員 ごめんなさい、その流れは分かったのですが、その議会審議に投げかける人というか、機関というか、我々みたいなこういう、

○事務局（中村市民自治推進主幹） そうですね、総合計画を審議するための附属機関が、市民自治推進会議のような機関がまた別にございますので、それは総合計画を策定するに当たって、次期計画はどのように進めていくのかという附属機関、ステージがあるということですよ。

●伊藤委員 はい、分かりました。

○事務局（宮嶋協働・男女平等参画室長） 人間環境都市のここの文言は不変ではなくて、ちょうど皆さん方の資料の1をちょうどめくっていただいたところに、人間環境都市の実現に向けてということで、そこに人間環境都市の定義の変遷というところがあります。こちらが今回の基本構想の定義、人間環境都市に向けた思いということもありますので、この辺りの定義で時代を捉えた内容にしているというような感じで進めています。

●伊藤委員 すみません、決して文句があるとかそういうことではないんです。

●永石委員 いわゆる言葉はそのまま人間環境都市という言葉になっていますけど、中身はここにありますように、大分変わっているということでしょう。これは議会で決議されたあれでこうなっているわけでしょう。従いまして、何だろうね、できた当初の環境問題とか公害問題とかいうのではなくて、今はいかに住みやすいとか、いかに快適に暮らせるかとか、また、生活の豊かさを実感できるような、ただ「もの」だけではなくて、そういう意味を含めた人間環境都市というふうに捉えれば。その中に自然環境も入ってくるだろうし、ということですよ、要するに。

そこで、人口問題があって、活性化ということになると、やっぱりそこに何かコンセプトみたいなことが出てくる気がするのですよね。

○事務局（中村市民自治推進主幹） そうですね、人口減少については苫小牧市人口ビジョンという推計をしている部分がありますので、そういった中でどういうまちづくりを進めていくのかというのはそのくくりの中でということになります。

●栗山会長 よろしいでしょうか。

●永石委員 あと、あれはどうでしょうか。まちなか再生プロジェクト。多分、これ、ずっと私、最初に苫小牧市に来たときにはまだ駅前が活性化したといいますが、ちゃんとしたものが商業施設があって、何もないイメージよりも、そこそこの地方都市というイメージ

ジがあったのですが、今は駅前がシャッター街で、構内もほとんど店がなくてというような形で、町自体の中心が移動している。いわゆるあの近辺に移動しているのかどうか分かりませんが、そんなイメージで、外から来る人間からすると駅前を見たときに、何だろうなというようなイメージが多分あるのだろうなと思いますよね。

釧路に今年の9月行ってきましたけど、人口の面からすると苦小牧市は釧路を抜いたわけですけども、駅前の町のたたずまいというかな、雰囲気というのは、やはり釧路の方が町らしい町というか、都市らしい都市というのかな、苦小牧と比べると。そんなイメージがありますから、それからすると、このにぎわい創出のためのものって、もっと具体的にしていかなないと多分ならないのでしょうし。そういうようなことはやっぱりまちづくりの中で考えていかなければならないのかと思いますよね。

それから、その次の公共施設云々でもそうですけど、ぶら下がっているいろんなことをやるのでしょうけれども、この中で出ている公共施設等の全体的な状況というのが、把握してあるのですけれども、具体的にこれは施設の利用状況とかというのは全部分かっているわけでしょう。どんな施設がどういうふうに使われているか、年間どれくらい使っているか、その中で統廃合であるとかいろんなことが多分出てくるだろうと思うのですけれども。この辺は、いかがなのでしょうかね。

プラスアルファ、それで新しい何かコンセプトの中で、必要なものは作っていくというように、多分、なってくるだろうと思うのですよね。多分、施設を利用するに当たっては、その利用するに当たってのいろんな催し物というのが、多分、どうしても必要になってくるのだと思うのですよ。それをやらなくて、ただ単に施設を持っているだけでは、これは運営コストがかかるだけであって、そんなものはなくしたほうが良いということになってくるでしょうし。

○事務局（中村市民自治推進主幹） まずですね、公共施設等総合管理計画につきましては、インフラの現状について着目をしています。それで、現在のその建物であるとか、水道、下水道のインフラを維持し続けたときに、どれくらいの費用が今後将来においてインシヤルコスト、ランニングコストとして発生していくのかということところを分析をして、計画を立てているものです。

それで、人口が減っていく中にありますので、人口が減っていくということは、当然、維持管理も一人当たりの経費が膨らんでいくということなので、人口減少に合わせて公共施設等についても削減をしていくことが必要だという観点から、人口減少が約10年間で2%見込まれておりますので、公共施設のその延べ床面積についても2%減少していくというような観点から計画の策定がされているところでございます。

それで、ちょっと私ですね、その利用者数の部分が加味された計画なのかどうかというところが、ちょっと今、正確にお答えすることができないのですけれども、その部分については、最終的にこの計画を作った中で、この施設が実際にどうしていくのかということは、それぞれの施設ごとに情勢を踏まえながら考えていかなければならない部分ですので、そういった中ではその利用者がどうなのかということも、当然、施設の今後を考えていく中では避けて通れない部分になってくるということです。ですから、計画の中でですね、利用者の推移がどうなるのかということところまでは、明確に書かれているものはちょっとないのかなと思います。

○事務局（宮嶋協働・男女平等参画室長） この計画の前に白書（公共施設白書）をつくって、ちょっとここには載せていないのですけれども、白書を作っておりますので、具体的にその、現在の利用人数とかいったようなことまで今、確認はできないのですけれども、前段になる、要は現状についてはもう既に調査をして、白書という形でまとめまして、そ

の上での計画というふうになっておりますので。

●栗山会長 次に移らせていただいてよろしいですか。それでは、引き続き事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（吉田協働・男女平等参画室主査） はい。自治基本条例の見直しにおける今後の予定のところでも少し説明させていただきましたが、まず、10月27日、土曜日に開催を予定している市民自治を考える市民ワークショップですが、参加者は無作為抽出した市民500人の中から募集しておりますが、市民自治がテーマとなっており、今後の自治基本条例の見直しに関係する部分もございますので、推進会議の委員の皆様も御都合がよければ、是非、参加していただきたいと考えております。ただ、この推進会議としての活動ではありませんので、一般の参加者としての参加となりますことから、報酬等はありませんので、参加も当然任意となりますが、是非、参加について御検討をいただければと思います。御参加いただけます場合につきましては、10月の12日ですね、来週の金曜までにですね、私の方に御連絡をいただければと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。ワークショップの内容についてなのですが、今回、無作為抽出で送らせてもらったときにですね、同封した資料を参考資料として皆様の方にも配布させていただいておりますので、そちらの方もちょっと御覧いただきながらということをお願いしたいと思います。案内については、市民自治を考えるワークショップについて（ご案内）ということで、こちらの方に詳細等を記載させていただいております。

次に、次回の第3回推進会議は、12月の開催を予定しておりますが、現時点ではですね、12月20日の木曜日になりますが、12月20日、木曜日の18時30分から開催したいということで、現在、考えております。少し先の話になってしまうのですが、開催日が近づいてきましたら、いつものように開催案内を送付させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

次に委員の皆様へのお願いになりますけれども、次回の第3回推進会議の前に、本日お配りしました苫小牧市自治基本条例質問シートという資料をお配りさせていただいております。この自治基本条例質問シートにより、質問事項を提出していただきたいと考えています。第3回推進会議の中で質問に対する回答のほか、各条文のポイント等を事務局から説明させていただき、議論を進めていきたいと考えております。質問に当たりましては、備付資料を皆様はお持ちだと思っておりますけれども、水色のフラットファイルになります。こちらの備付資料の中に「苫小牧市自治基本条例の趣旨及び解釈」という資料があります。こちらを参考にしていただきたいと思っております。この資料の中には各条文の趣旨と解釈が記載されていますので、この趣旨と解釈を御確認いただき、御不明な点や確認したいことなどを質問シートで提出をお願いしたいと考えています。

提出については、11月の22日の木曜日までに提出いただければと考えております。なお、質問シートについては、直接、本日お配りしたシートに記載いただいても構いませんし、後日、電子メールで質問シートのデータを送付させていただきますので、メールで送信いただく方法でもどちらでも構いませんので、よろしくをお願いいたします。直接、紙で提出したいという委員さんがいらっしゃいましたら、私の方にお声掛けいただければ、返信用封筒をお渡ししますので、よろしくをお願いいたします。説明は以上になります。

●栗山会長 はい。それでは、ただ今の御説明に関しまして、御質問をお願いいたします。よろしいでしょうか。

(2) その他

●栗山会長 それでは、(2)のその他について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（吉田協働・男女平等参画室主査） はい、その他についてですが、二つほどあります。一つ目が、民間企業等との連携協定についてということで、前回の会議の中で二つの企業から、包括連携協定という幅広い分野に渡って、連携・協力を行っていくという協定の締結について打診をいただいているというお話をさせていただいておりましたが、そのうちの一つ、日本郵便株式会社との協定内容の調整が済み、今年の8月9日に協定を締結しております。協定の概要については、配布させていただきました資料のとおりとなっております。もう一つの企業についても、現在、協定内容等の調整を進めているところです。

二つ目になりますが、公共サービス民間提案制度についてです。こちらと同じく前回の会議で説明させていただきましたが、市が現在、実施している事業に対して、民間事業者、市民団体などから知恵とアイデアが盛り込まれた提案を募集し、提案者へ業務委託を行うことで協働によるまちづくりの実現を目指す制度ですが、募集を行った市の事業は11事業あり、12件の提案をいただきました。最終的に審査委員会という外部の有識者を含む委員会の審査等を経て、5つの事業が採択されております。採択された事業については、資料の方で御確認をお願いいたします。

最後になりますが、今回、新たに配布させていただきました参考資料、厚い方のファイルの取扱いですけれども、備付資料と同様にお持ち帰りいただいても構いませんが、お持ち帰りいただいた場合は、次回の推進会議で、また、お持ちいただきますようお願いいたします。また、参考資料は、全て市のホームページで公表されている資料となっておりますので、ホームページで御覧いただくことも可能となっております。

その他については、以上です。

●栗山会長 はい、ありがとうございます。ただ今の説明に関して、質問をお願いいたします。よろしいですか。

それでは、本日の会議を終了させていただきます。長時間にわたり、ありがとうございました。

3 閉会